

第1章 計画の概要

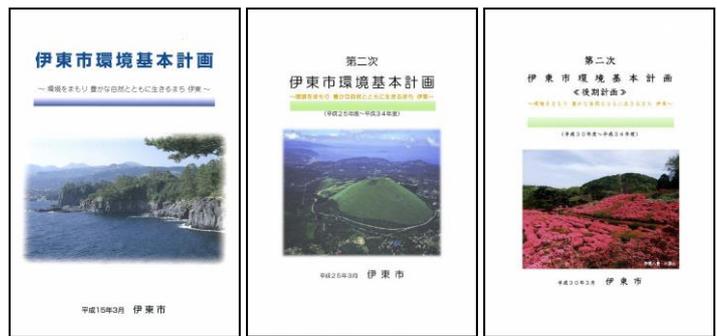
第1節 計画策定の背景

(1)伊東市環境基本計画の策定

私たちを取り巻く環境問題は、事業所などを発生源とする産業型公害から、生活排水による河川などの水質汚濁、自動車排出ガスによる大気汚染などの都市・生活型公害、さらには地球温暖化の進行などの地球環境問題へと広がってきました。

これらの問題を解決するため、市民・事業者・滞在者・市が連携・協力し、環境問題に対して積極的に取り組むことができるように環境の保全と創造に関する基本理念、各主体の責務及び基本的施策などを規定する「伊東市環境基本条例」（以下、「条例」という。）を2000（平成12）年3月に制定しました。また、同条例第9条に基づき、基本理念「健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来世代への継承」の具体化を図るための計画として「第一次伊東市環境基本計画」（以下、「第一次計画」という。）を2003（平成15）年3月に策定しました。

その後、2013（平成25）年3月に「第二次伊東市環境基本計画」（以下、「第二次計画」という。）、2018（平成30）年3月に「第二次伊東市環境基本計画・後期計画」（以下、「第二次計画・後期計画」という。）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。



第一次計画 第二次計画 第二次計画
(後期計画)

(2)国内外の動向

近年、SDGs（持続可能な開発目標）の採択、パリ協定の発効、2050（令和32）年カーボンニュートラルに向けた取り組みの広がり、新型コロナウイルス感染症の拡大など、環境の状況や社会情勢に大きな変化が生じています。

■SDGs（持続可能な開発目標）

SDGsは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2030（令和12）年までの国際目標です。経済・社会・環境を統合した取り組みにより、持続可能な社会の実現を目指すとしています。

発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む目標となっており、日本国内でも政府や地方公共団体、事業者、民間団体、国民など幅広い主体による取り組みが広がっています。

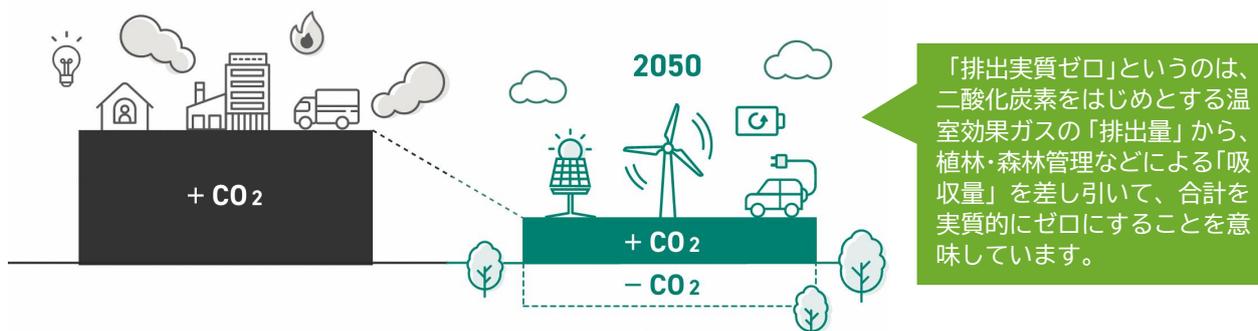


SDGsの17のゴール（目標）

■脱炭素・カーボンニュートラル

気候変動対策の国際的枠組みを決める「パリ協定」が2016（平成28）年11月4日に発効しました。パリ協定は、世界的な平均気温上昇を「産業革命以前と比較して2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」という目標を掲げ、先進国・途上国が参加する歴史的な協定となっています。

パリ協定に批准している日本は、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指し、温室効果ガス排出量を2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比46%削減（50%の高みに向け挑戦）を表明しました。これに対応するため、新たな「地球温暖化対策計画」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が2021（令和3）年10月に閣議決定されるとともに、「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」が2022（令和4）年4月から施行されました。



カーボンニュートラルの概念図 【資料：脱炭素ポータル（環境省）】

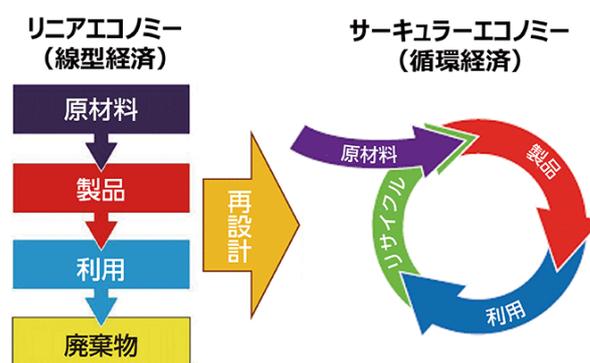
■エネルギー基本計画

2021（令和3）年10月に閣議決定された「第6次エネルギー基本計画」では、2030（令和12）年に温室効果ガス排出量を46%削減（2013（平成25）年度比）するため、省エネルギーを抜本的に強化しつつ、同年の電源構成を再生可能エネルギー36～38%、原子力20～22%、LNG（液化天然ガス）20%、石炭19%、水素・アンモニア1%とする目標を掲げました。また、2050（令和32）年にカーボンニュートラルを実現すべく、電力化を最大限推進するとともに、再生可能エネルギーを主力電源化し、水素や炭素回収貯留（CCS）などを活用する方針を示しました。

■サーキュラーエコノミー（循環経済）

近年、課題となっている食品ロスや海洋プラスチックごみなどの課題に対応するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。

これらのごみを取り巻く考え方は、従来の大量生産・大量消費の一方通行な経済「リニアエコノミー（線形経済）」から、生産・消費・リサイクルが循環し、究極的には廃棄が発生しない「サーキュラーエコノミー（循環経済）」へと移行しつつあります。



循環経済への移行イメージ

【資料：「A Circular Economy in the Netherland by 2050」】

■グリーンリカバリー

2019（令和元）年12月に初めて確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、社会や経済に深刻なダメージを与える一方で、テレワークの拡大など移動による環境負荷の低減をはじめ、環境面でも大きな変革をもたらしています。さらに、コロナ禍からの経済回復とともに持続可能な社会を実現する「グリーンリカバリー」という考え方が世界の潮流となっています。

(3)伊東市の動向

「第二次計画・後期計画」の策定後、2018（平成30）年6月には、美しい景観、豊かな自然環境及び市民の安全・安心な生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図るため、「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」を施行しました。また、2021（令和3）年3月には「第五次伊東市総合計画」「伊東市第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」「伊東市一般廃棄物処理基本計画」など、環境基本計画にも関連する計画を策定しました。

これらの状況を踏まえ、「第二次計画・後期計画」が2022（令和4）年度で期間を満了することから、社会情勢や環境の変化に対応した新たな「第三次伊東市環境基本計画」（以下、「本計画」または「第三次計画」という。）を策定します。

環境に関連する国内外及び伊東市の動向

年度	国内外の動向	伊東市の動向
2015 (H27)	<ul style="list-style-type: none"> 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」及び「SDGs（持続可能な開発目標）」の採択 	
2016 (H28)	<ul style="list-style-type: none"> 「パリ協定」の発効及び日本の批准 	
2017 (H29)	<ul style="list-style-type: none"> 「水素基本戦略」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第二次伊東市環境基本計画（後期計画）」の策定（2018.3） 「伊東市役所地球温暖化対策実行計画（第4次エコアクションプラン）」の策定（2018.3）
2018 (H30)	<ul style="list-style-type: none"> 「第五次環境基本計画」の閣議決定 「第四次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定 IPCCが「1.5℃特別報告書」を発表 「気候変動適応法」の施行 	<ul style="list-style-type: none"> 「伊東市美しい景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例」の施行（2018.6） 「伊東市地域公共交通網形成計画」の策定（2019.3）
2019 (H31/R1)	<ul style="list-style-type: none"> 「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（2019.10） 「プラスチック資源循環戦略」の策定 	
2020 (R2)	<ul style="list-style-type: none"> 国が「2050年温室効果ガス排出実質ゼロの宣言」 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第五次伊東市総合計画」の策定（2021.3） 「伊東市第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」の策定（2021.3） 「伊東市一般廃棄物処理基本計画」の策定（2021.3）
2021 (R3)	<ul style="list-style-type: none"> 国が2030（令和12）年度の温室効果ガス削減目標として46%削減（2013年度比）とすることを宣言 「気候変動適応計画」「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」「第6次エネルギー基本計画」の閣議決定 IPCCが「第6次特別報告書」の各部会報告書を順次発表 	
2022 (R4)	<ul style="list-style-type: none"> 「地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律」の施行（2022.4） 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（2022.4） 	<ul style="list-style-type: none"> 「第三次伊東市環境基本計画（伊東市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）」の策定（2023.3）

第2節 第二次計画の総括

(1) 数値目標の達成状況

第二次計画では、4つの基本目標を実現するため、具体的な16の指標を設定して、市民・事業者・滞在者・市が一体となった取り組みを推進してきました。

2021（令和3）年度における指標の達成状況のうち、2022（令和4）年度の最終目標を「達成」（◎印）のものが4指標、「順調に推移」（○印）のものが1指標、「目標達成が難しい」（△印）が9指標、「見通しが不透明」（－印）が2指標でした。

評価)	◎	：達成⇒2022（令和4）年度の目標値を既に達成
	○	：順調に推移⇒過去の推移から2022（令和4）年度の目標達成ができそうなもの
	△	：目標達成が難しい⇒過去の推移から2022（令和4）年度の目標達成が難しそうなもの
	－	：見通しが不透明⇒年度により数値が大きく変動するため、判断が難しいもの

第二次計画の数値目標の達成状況

指標	基準値 (2011年度)	現状 (2021年度)	最終目標 (2022年度)	達成 状況	
▼基本目標1：きれいな空気 おいしい水 心安らぐ 環境のまちづくり					
1-1	光化学オキシダントの注意報発令回数	0回	2回	0回	－
	市内の測定局における二酸化窒素の測定結果	0.02ppm	0.01ppm	0.02ppm以下	◎
1-2	伊東大川下流のBOD測定結果（75%値）	1.5mg/ℓ	0.8mg/ℓ	1.3mg/ℓ	◎
	下水道整備面積（1958年からの累計）	565.5ha	599.9ha	605.3ha	△
	合併処理浄化槽補助事業による設置累計基数（1990年からの累計）	578基	796基	836基	△
1-3	土壌汚染地域の指定件数	1件	0件	0件	◎
1-4	悪臭・騒音・振動の苦情件数	10件/年	8件/年	5件以下/年	－
▼基本目標2：恵まれた環境を守り育てる 自然豊かなまちづくり					
2-2	都市計画公園1人当たりの面積	7.25m ²	8.09m ²	8.5m ²	△
2-3	歴史文化に触れた人数	12,611人/年	3,501人/年	17,000人/年	△
▼基本目標3：資源を大切に 環境にやさしいまちづくり					
3-1	1人1日当たりのごみ排出量	1,300g/人・日	1,284g/人・日	1,240g/人・日	△
	一般廃棄物の総排出量に対するリサイクル率	19.6%	18.5%	22.8%	△
	市補助制度の家庭用生ごみ処理機設置世帯数（1994年度からの累計）	1,542世帯	1,794世帯	2,399世帯	△
3-2	太陽光発電システム設置件数（累計）	730件	1,701件	2,500件	△
3-3	伊東市役所の温室効果ガス総排出量	12,616t-CO ₂	13,720t-CO ₂	11,181t-CO ₂	△
▼基本目標4：みんなで学び よりよい豊かな環境のまちづくり					
4-1	図書館における環境資料の蔵書数	435冊	593冊	600冊	○
	環境学習講座の参加人数	110人/年	790人/年	680人/年	◎

注) 2-1、4-2 は数値目標の設定なし

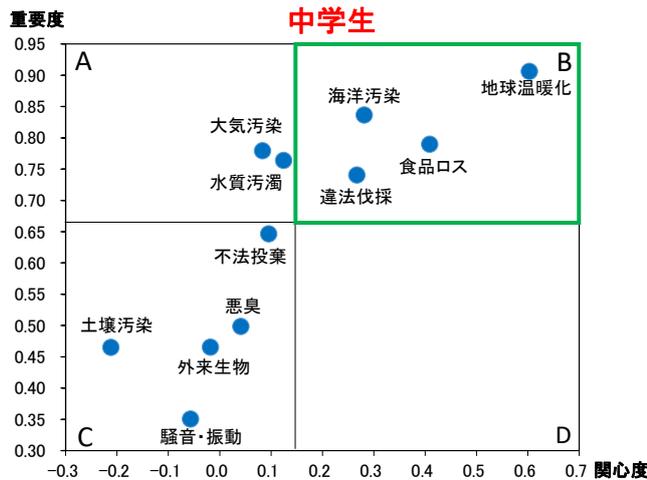
(2)市民意識調査の分析

2021（令和 3）年度、中学生・高校生・市民を対象とした「環境に関するアンケート」を実施し、環境に対する「①環境問題の関心度と重要度」、「②身近な環境の満足度と重要度」についてのご意見を伺いました。

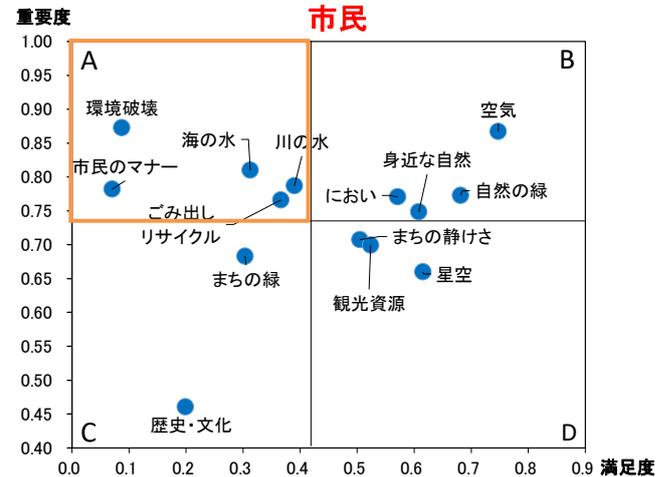
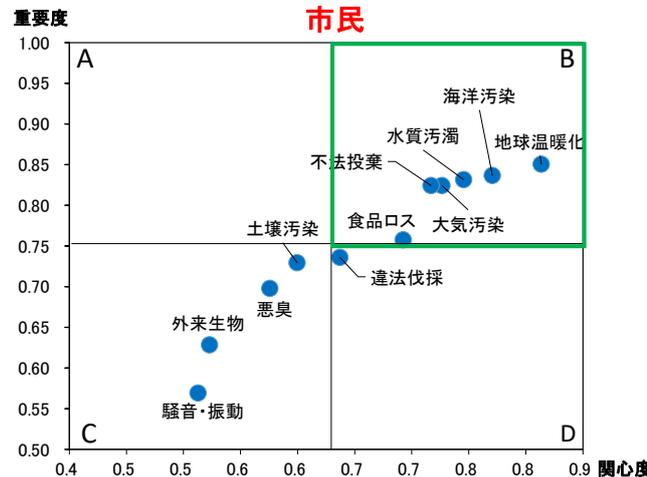
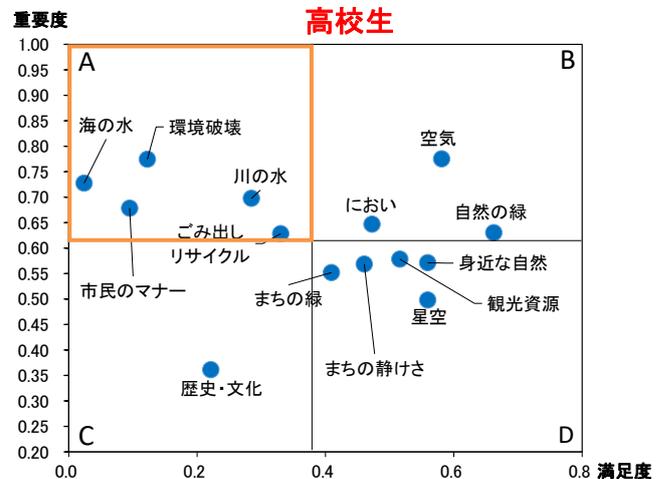
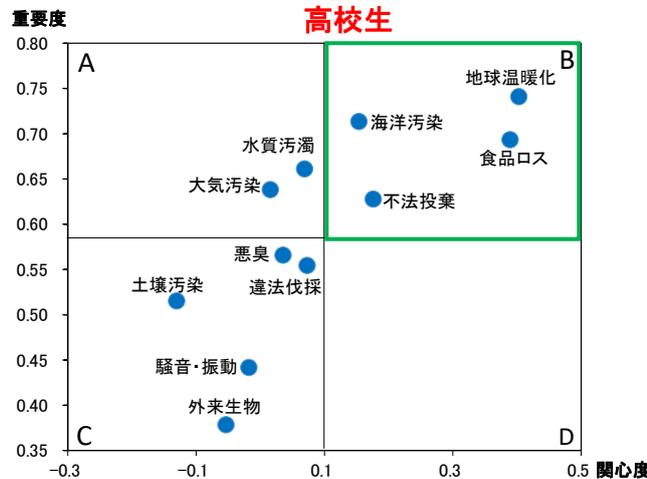
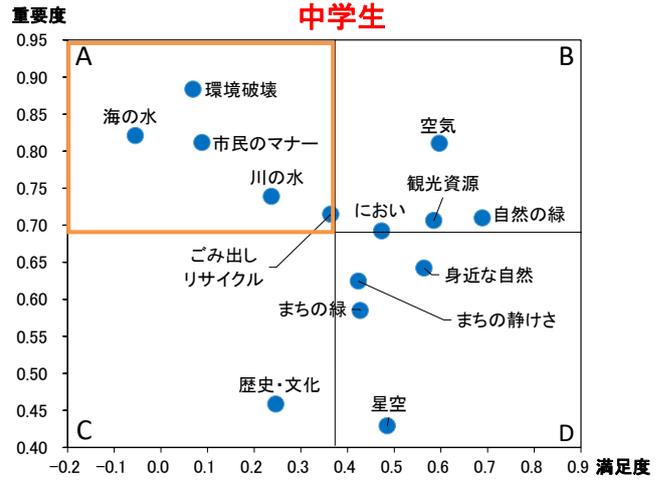
「①環境問題の関心度と重要度」について、関心度・重要度がともに高い **B ゾーン（緑色の枠内）** には、「地球温暖化問題」「食品ロス」「海洋汚染」が中学生・高校生・市民に共通して分布しています。

「②身近な環境の満足度と重要度」について、満足度が低く重要度が高い **A ゾーン（オレンジ色の枠内）** には、「環境破壊による自然災害に対する安全性」「海の水のきれいさ」「川の水のきれいさ」「市民のマナーの良さ」「ごみ出しリサイクルに関する取り組み」が中学生・高校生・市民に共通して分布しています。

【①環境問題の関心度と重要度】



【②身近な環境の満足度と重要度】



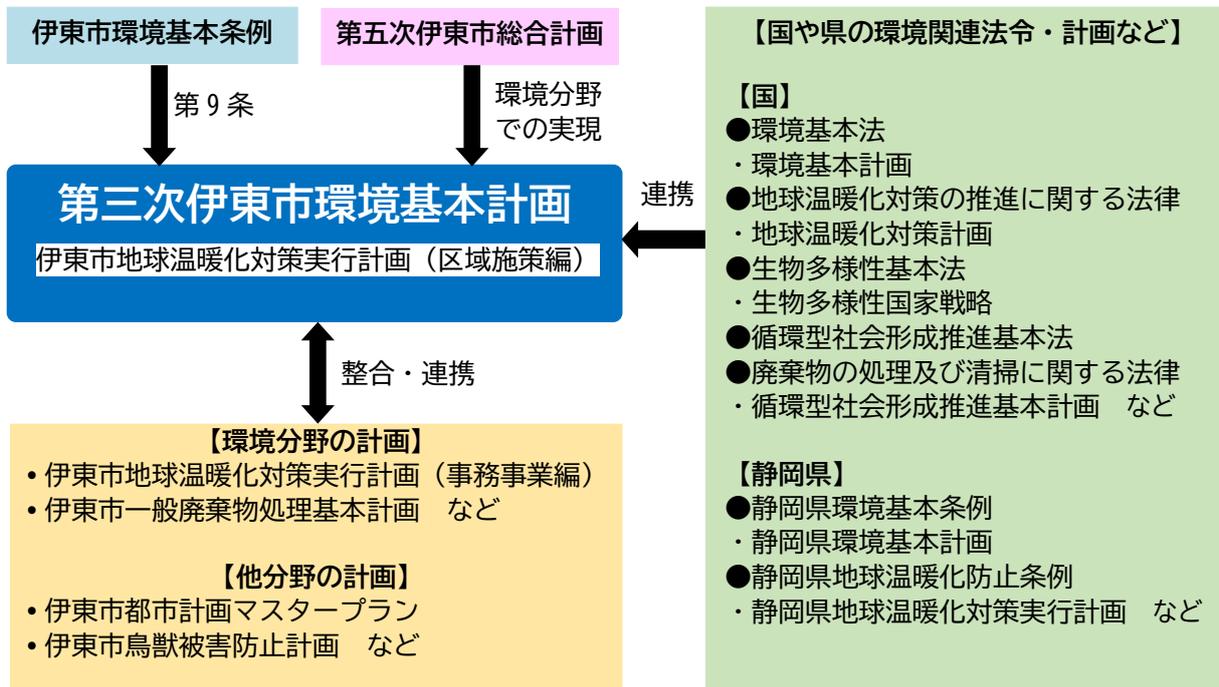
第3節 第三次計画の概要

(1) 計画の役割と位置づけ

「第三次伊東市環境基本計画」（以下、「本計画」または「第三次計画」という。）は、条例第9条に基づいて策定するもので、市・市民・事業者・滞在者それぞれが担うべき役割を明らかにし、様々な主体が連携・協働しながら積極的な取り組みを推進することを目的としています。

また、「第五次伊東市総合計画」に掲げられているまちづくりの将来像『出会い つながり みんなで育む 自然豊かなやさしいまち いたう ～行ってみたい 住んでみたい 住んでいたい まちづくり～』のために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

本計画では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を第5章に含むものとします。



計画の位置付け

(2) 計画の期間

本計画は、2023（令和5）年度を初年度とし、2032（令和14）年度までの10年間とします。

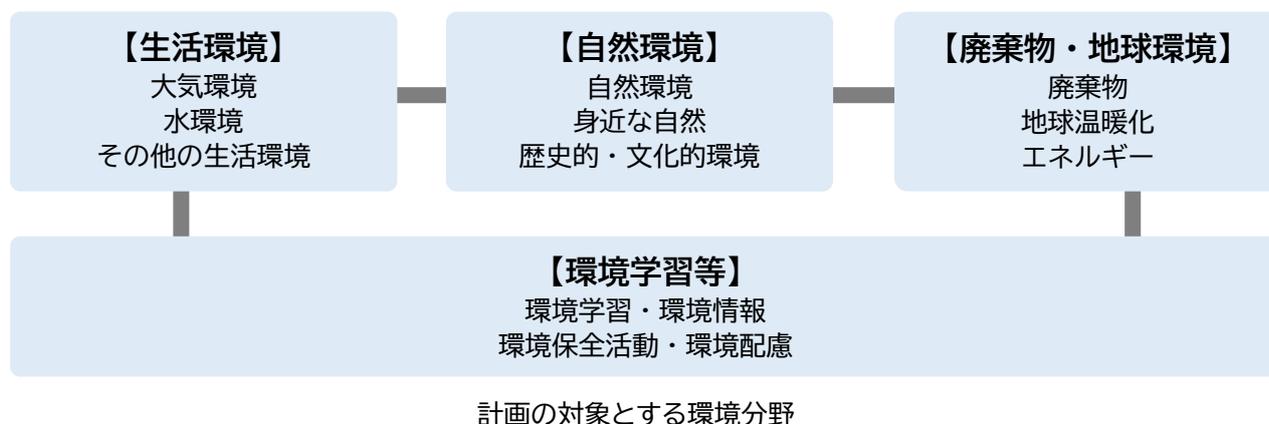
なお、社会情勢や環境分野の変化に対応するため、5年後の2027（令和9）年度に見直しを行います。

計画期間

2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)
計画 期間 開始				中間 見直し					計画 期間 終了

(3) 計画の対象とする環境分野

本計画の対象とする環境分野は、以下のとおりとします。



(4) 計画の推進主体

本計画を推進する主体は、市民、事業者、滞在者、市とします。

各主体は、「伊東市環境基本条例」に規定された責務の遂行に努めるとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向け、協働していく必要があります。

